

高島市立図書館情報システム更新業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「高島市立図書館情報システム更新業務委託」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 高島市立図書館情報システム更新業務
- (2) 業務内容 別冊「高島市立図書館情報システム更新業務委託仕様書」に示すとおり。
- (3) 業務期間 別冊「高島市立図書館情報システム更新業務委託仕様書」に示すとおり。

3. 業務見積額

- (1) 本業務に係る経費は、47,355,440円（消費税および地方消費税額を含む）を上限とする。
- (2) 本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書（消費税および地方消費税抜き）を提出すること。
- (3) 見積限度額については、公表とする。
この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すものであり、予定価格は別に定める。

4. スケジュール（予定）

	手続き	日程
1	公募開始日	令和8年7月8日（水）
2	質疑受付締切	令和8年7月15日（水）
3	質疑に対する回答（ホームページ）（予定）	令和8年7月22日（水）
4	参加申込・参加意思表示提出締切	令和8年8月5日（水）
5	企画提案書の受付締切	令和8年8月5日（水）
6	プレゼンテーション審査	令和8年8月17日（月）
7	見積徴取（予定）	令和8年8月下旬
8	契約締結（予定）	令和8年9月上旬

※質問は電子メールでのみ受け付ける。質問期間内に、様式4の質問票を使用して送信すること。

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 高島市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基

づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

6. 関係資料の配布方法

・高島市ホームページからのダウンロードを原則とする。

URL <https://www.city.takashima.lg.jp>

・掲載期間 令和8年7月8日（水）10時から令和8年8月5日（水）16時まで

・掲載資料

- (1) 高島市立図書館情報システム更新業務 公募型プロポーザル実施要領
- (2) 高島市立図書館情報システム更新業務委託仕様書
- (3) 別紙ハードウェア仕様書
- (4) (様式1) 質問書
- (5) (様式2) 公募型プロポーザル参加申込書
- (6) (様式3) 誓約書
- (7) (様式4) 導入実績届出書
- (8) (様式5) 機能保証要求書兼回答書
- (9) (様式6) 提案システムに係る経費見積書

7. 質疑・回答

(1) 提出方法 別添の質問書により、電子メールにて提出すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 期限 令和8年7月15日（水）16時まで（必着）

(3) 提出先 〒520-1221 滋賀県高島市安曇川町青柳1173番地
教育委員会事務局 文化スポーツ部 高島市立安曇川図書館

TEL 0740-32-4711 FAX 0740-32-4747

Email a-toshokan@city.takashima.lg.jp

(4) 回答方法 電子メールにて回答

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び高島市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

- ア 公募型プロポーザル参加申込書
- イ 企画提案書
- ウ 価格見積書
- エ 誓約書
- オ 導入実績届出書
- カ 機能保証要求書兼回答書

※ 高島市入札参加資格者名簿に登録されていない方については、次の書類も併せて提出すること。

キ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 1部

ク 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可） 1部

ケ 個人にあつては、身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可） 1部

コ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） 1部 ※市町村税については高島市内に事業所（支店・営業所含む）がある場合のみ提出

サ 法人でない団体にあつては、代表者の直近年度の国税（所得税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） 1部

シ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、※市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） 1部

※ 市町村税については高島市内に事業所（支店・営業所含む）がある場合のみ提出

(2) 提出期間及び時間 令和8年8月5日（水）16時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の16時までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先 〒520-1221 滋賀県高島市安曇川町青柳1173番地

教育委員会事務局 文化スポーツ部 高島市立安曇川図書館

TEL 0740-32-4711 FAX 0740-32-4747

9. 企画提案書作成方法

(1) 提案書作成方法と提案に求める内容

企画提案書は別冊「高島市立図書館情報システム更新業務仕様書」を参照し、次のとおりの章立てで1冊（A4サイズ）に編冊すること。

章番号	提案項目
1	会社概要
2	図書館システム更新に対する基本的な考え方
3	サービス体系・導入実績について
4	図書館ネットワーク化提案内容について
5	セキュリティ対策について
6	業務における操作性について
7	ハードウェアについて
8	導入体制及び導入作業・導入スケジュール・データ移行方法について
9	サービス稼働後のサポート体制について
10	将来の拡張性について

(2) 提出書類および提出部数

提案書類名	内容	提出部数
① 企画提案書	上記(1)に基づき作成のこと。	正本1部 副本6部
② 機能保証要求書兼回答書	機能保証要求書に基づき記入すること。 (機能保証要求書兼回答書)	正本1部 副本6部
③ 提案システムに係る見積書(様式6)	見積を求める範囲は、以下のとおりとする。 ・クラウド利用に伴う初期費用 ・指定端末機器 ・機器搬入・据付・現調作業 ・システム導入作業 ・クラウド利用料(導入後5年間にかかる費用) ・保守(導入後5年間にかかる費用) ・その他 ※(様式6)見積書の内訳欄には、計上した金額を正確に積算して転記すること	正本1部 副本6部
④ 提案システムに係る保守料金見積書(様式6)	○ハード保守料金(導入後5年間にかかる機器保守費用。ただし、機器購入時に含める分は除く) ○システムサポート保守料金(導入後5年間	正本1部 副本6部

	にかかる費用) システムサポート保守作業内容は、次の項目とする。 ・QA対応 ・図書館システムソフトウェアバージョンアップ作業 ・障害時のシステム復旧作業 ・導入初年度の蔵書点検処理の立会い	
⑤ 電子データ (CD-R)	①～④までの電子データ	1部
⑥ 提案機器カタログ	PC、プリンタ等	各1部

※正本には、代表者印を押印すること。

(3) 提出期限 令和8年8月5日(水) 16時 必着

(4) 提出場所 〒520-1221 滋賀県高島市安曇川町青柳1173番地
 教育委員会事務局 文化スポーツ部 高島市立安曇川図書館
 TEL 0740-32-4711 FAX 0740-32-4747

(5) 提出方法 持参または郵送(簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法)

10. 審査方法

応募された提案書類等について、次のとおり審査を行う。

なお、要求する要件(機能)・費用等を満たさない企画提案は、審査の対象となりえないので注意すること。

(1) 審査

提案書、機能保証要求書、見積書およびプレゼンテーションをもとに、選考委員による総合評価点の最も高い業者をもって受託者候補者一者を選定する。

プレゼンテーションの内容は、企画提案説明(企画提案内容・機能保証要求書の内容・提案価格等)40分、質疑応答20分とする。(1者あたり)

(2) 配点

① 総合評価の方法

総合評価点 = 実績評価 + 企画提案書評価 + 機能保証要求書評価 + 価格評価 + プレゼンテーション評価

② 総合評価点(1000点)の配分について

実績評価点	60点
企画提案書評価点	330点
機能保証要求書評価点	400点
価格評価点	100点
プレゼンテーション評価点	110点
合計	1000点

(3) 使用備品

プレゼンテーション時に必要なプロジェクター等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意すること。

(4) 留意事項

- ・(1) の時間配分を超過した時点で強制終了とする。
- ・説明のスタイルは自由とするが、企画提案書に沿って簡潔明瞭に行うこと。
- ・提案の順序は、提案書の提出順とする。

1 1. 審査結果契約に関する事項

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。審査経過については一切公開しない。また、審査の結果に対しての異議を申し立てることや、審査結果および内容について説明を求めることはできない。

1 2. 契約に関する事項

- (1) 契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容や役割分担等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するものではない。
- (3) 協議において疑義が生じた場合は、原則として本市の解釈によるものとするため、提出書類等において曖昧な表現や記載を避けること。疑義の解消に要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 選定された優先交渉権者との協議が不調となった場合又は失格となった場合は、次点者と協議を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約する。
- (5) 本業務における成果品の著作権は本市に帰属するものとし、本市は本業務の成果品を自ら使用及び使用許諾した必要な範囲において第三者に対して、随時利用できるものとする。
- (6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とする。

1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

14. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、高島市情報公開条例（平成18年9月29日条例第80号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

15. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を高島市に請求することはできません

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が「3. 業務見積額」を超過した場合

キ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合

ク 信義に反する行為があった場合

ケ 公共事業、その他に関して違法行為等により指名停止、課徴金納付命令等の処分を受けている又は受けるに至った場合

コ その他実施要領等において示した条件等に違反した応募がされた場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

但し、受託先に選定されたものが作成した企画提案書などの書類については、市が必要と認め

る場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

16. 連絡先

教育委員会事務局 文化スポーツ部 高島市立安曇川図書館
〒520-1221 滋賀県高島市安曇川町青柳1173番地
電話 0740-32-4711
FAX 0740-32-4747
電子メール a-toshokan@city.takashima.lg.jp